

令和 6 年第 4 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 1）

目 次

	頁
議案第 119 号	堺市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例…………… 3
議案第 120 号	堺市水道事業給水条例の一部を改正する条例…………… 5
議案第 121 号	堺市下水道条例の一部を改正する条例…………… 9
議案第 122 号	堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例…………… 13
議案第 123 号	工事請負契約の締結について 〔東工場第二工場外壁改修ほか工事（1期）〕…………… 17
議案第 124 号	工事請負契約の締結について 〔万崎住宅1棟ほか2棟解体工事〕…………… 23
議案第 125 号	物品の買入れについて 〔救助工作車Ⅲ型 1台〕…………… 29
議案第 126 号	物品の買入れについて 〔大型化学消防ポンプ自動車（大1型） 1台〕…………… 31
議案第 127 号	指定管理者の指定について 〔堺市家原大池体育館等〕…………… 33
議案第 128 号	指定管理者の指定について 〔堺市立鴨谷体育館等〕…………… 39
議案第 129 号	指定管理者の指定について 〔堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター〕…………… 45
議案第 130 号	指定管理者の指定について 〔堺市立みはら歴史博物館〕…………… 51
議案第 131 号	指定管理者の指定について 〔堺市立堺老人福祉センター等〕…………… 57
議案第 132 号	指定管理者の指定について 〔堺市立東老人福祉センター等〕…………… 63

議案第 133 号	指定管理者の指定について [堺市立南老人福祉センター]	69
議案第 134 号	指定管理者の指定について [堺市立共同浴場]	75
議案第 135 号	指定管理者の指定について [協和町中団地駐車場等]	79
議案第 136 号	指定管理者の指定について [堺市市民交流広場]	83
議案第 137 号	指定管理者の指定について [堺市教育文化センター]	89
議案第 138 号	PFIによる大浜体育館建替整備運営事業に係る事業契約の変更 について	93
議案第 139 号	PFIによる（仮称）堺市立第2学校給食センター整備運営事業に 係る事業契約の変更について.....	95
議案第 140 号	当せん金付証票の発売について.....	97
議案第 141 号	市道路線の認定及び廃止について.....	99
報告第 18 号	地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について.....	109

令和6年第4回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和6年11月27日

堺市長 永藤英機

議案第 119 号	堺市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
議案第 120 号	堺市水道事業給水条例の一部を改正する条例
議案第 121 号	堺市下水道条例の一部を改正する条例
議案第 122 号	堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例
議案第 123 号	工事請負契約の締結について
議案第 124 号	工事請負契約の締結について
議案第 125 号	物品の買入れについて
議案第 126 号	物品の買入れについて
議案第 127 号	指定管理者の指定について
議案第 128 号	指定管理者の指定について
議案第 129 号	指定管理者の指定について
議案第 130 号	指定管理者の指定について
議案第 131 号	指定管理者の指定について
議案第 132 号	指定管理者の指定について
議案第 133 号	指定管理者の指定について
議案第 134 号	指定管理者の指定について
議案第 135 号	指定管理者の指定について
議案第 136 号	指定管理者の指定について
議案第 137 号	指定管理者の指定について

- 議案第 138 号 PFIによる大浜体育館建替整備運営事業に係る事業契約の変更
について
- 議案第 139 号 PFIによる（仮称）堺市立第2学校給食センター整備運営事業に
係る事業契約の変更について
- 議案第 140 号 当せん金付証票の発売について
- 議案第 141 号 市道路線の認定及び廃止について
- 報告第 18 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について

堺市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の4第2項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準について必要な事項を定める。

(法第12条の4第2項の条例で定める基準)

第2条 法第12条の4第2項に規定する条例で定める基準は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）に定めるとおりとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

1 制定の趣旨及び内容

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の一部改正及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号。以下「府令」という。）の制定に伴い、法第12条の4第2項の規定に基づき、本市における一時保護施設の設備及び運営に関する基準について定めることとし、府令に定めるとおりとする旨を規定の内容とする本条例を制定するものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

堺市水道事業給水条例の一部を改正する条例

堺市水道事業給水条例（昭和 33 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

（次のよう 別記）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に申込みがなされる給水装置の新設等の工事に係る設計審査手数料及び工事検査手数料並びに申請がなされる証明に係る手数料について適用し、同日前に申込みがなされた給水装置の新設等の工事に係る設計審査手数料及び工事検査手数料並びに申請がなされた証明に係る手数料については、なお従前の例による。

別表（第12条、第13条、第31条関係）

種類	種別	金額
1 設計審査 手数料	専用給水装置、給水 枝管又は口径30ミ リメートル以上の給 水主管（1申請につ き2以上の給水主管 がある場合にあつて は、その最大口径の ものに限る。）ごと の審査1回につき	口径25ミリメート ル以下 電子申請の場合 4,100円 その他の場合 4,800円
		口径30ミリメート ル以上50ミリメー トル以下 電子申請の場合 12,400円 その他の場合 13,500円
		口径75ミリメート ル及び100ミリ メートル 電子申請の場合 21,200円 その他の場合 23,600円
		口径150ミリメー トル以上 電子申請の場合 36,500円 その他の場合 38,900円
2 工事検査 手数料	(1) 装置検査手数料 専用給水装置、給 水枝管又は口径30 ミリメートル以上の 給水主管（1申請に つき2以上の給水主 管がある場合にあつ ては、その最大口径 のものに限る。）ご との検査1回につき	口径25ミリメート ル以下 電子申請の場合 6,300円 その他の場合 10,800円
		口径30ミリメート ル以上50ミリメー トル以下 電子申請の場合 10,600円 その他の場合 10,900円
		口径75ミリメート ル及び100ミリ メートル 電子申請の場合 11,100円 その他の場合 11,500円
		口径150ミリメー トル以上 電子申請の場合 13,800円 その他の場合 14,100円
	(2) 分岐工事検査手 数料	口径25ミリメート ル以下 電子申請の場合 9,300円 その他の場合 14,100円
	立会を要する専用 給水装置工事、給水 枝管工事又は給水主 管工事の分岐箇所ご との検査1回につき	口径30ミリメート ル以上50ミリメー トル以下 電子申請の場合 17,900円 その他の場合 19,500円
		口径75ミリメート ル及び100ミリ メートル 電子申請の場合 20,600円 その他の場合 22,200円

		口径150ミリメートル以上	電子申請の場合 51,100円 その他の場合 52,700円
	(3) 工事用給水検査 手数料 専用給水装置ごと の工事用給水の検査 1回につき	口径13ミリメートル以上	電子申請の場合 3,900円 その他の場合 4,000円
3 給水装置 の使用の開 始若しくは 休止又は料 金の納付に 関する証明 手数料	1件につき		電子申請の場合 300円 その他の場合 400円
4 その他本 市の水道事 業の事務に 属する事項 に関する証 明手数料	1件につき		200円
5 指定手数 料	1件につき		9,000円
6 指定証書 交付手数料	1件につき		1,000円

備考

- 1 専用給水装置、給水枝管又は給水主管の中途において口径を換えている場合にあっては、最大口径により算定する。
- 2 この表において「電子申請」とは、堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成19年条例第40号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行うことをいう。

堺市水道事業給水条例の一部改正について

1 改正の趣旨

電子申請の利用促進による利用者の利便性の向上及び業務の効率化並びに受益者負担の適正化を図るため、給水装置の新設等の工事等に係る手数料について見直しを行うこととし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和7年4月1日から施行するものであること。

堺市下水道条例の一部を改正する条例

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中

「	「
第8章 罰則（第35条―第37条）	第8章 雑則（第35条）
第9章 雑則（第38条）	第9章 罰則（第36条―第38条）
」	」

改める。

第5条の2第3項第2号中「定款、」を削り、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第5条の3の見出し中「公告」を「公表」に改め、同条第1項第2号中「が1名以上専属している者である」を「を選任している」に改め、同条第2項中「公告しなければ」を「公表しなければ」に改める。

第5条の5第4号及び第5号中「第7条第1項」を「第7条」に改める。

第5条の6中「廃止しようとする」を「廃止した」に改める。

第6条第1項中「専属させなければ」を「選任しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、大阪府の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。

第6条第2項第4号中「第7条第1項」を「第7条」に改める。

第7条第2項を削る。

第12条第1項第4号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

第16条中「変った」を「変わった」に改める。

第29条第3項中「第17条の3」を「第17条の2」に、「第1項の許可」を「同項の許可」に改める。

第9章を削る。

第37条を第38条とし、第36条を第37条とする。

第35条第4号中「第7条第1項」を「第7条」に改め、同条を第36条とする。

第8章を第9章とする。

第7章の次に次の1章を加える。

第8章 雑則

(委任)

第35条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附則第7項中「第35条から第37条」を「第36条から第38条」に改める。

別表第1中「別表第1」の次に「(第18条、第19条関係)」を加える。

別表第2中「別表第2」の次に「(第24条関係)」を加え、同表市指定排水設備工事業者指定更新手数料の項中「1,000円」を「9,000円」に改め、同表中

「

証明手数料	200円	を
-------	------	---

」

「

公共下水道の使用の開始若しくは休止又は使用料の納付に関する証明手数料	400円（堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成19年条例第40号）第3条第1項の規定による同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法による申請に基づく交付にあつては、300円）	に
その他本市の下水道事業の事務に属する事項に関する証明手数料	200円	

」

改める。

別表第3中「別表第3」の次に「(第30条関係)」を加え、「下水道法施行令第17条の3」を「令第17条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第16条、第29条、別表第1及び別表第3の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の堺市下水道条例（以下「新条例」という。）第5条の3第2項（新条例第5条の7第2項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に指定し、又は指定を取り消し、若しくは指定の効力を停止する場合について適用し、施行日前に指定し、又は指定を取り消し、若しくは指定の効力を停止した場合については、なお従前の例による。
- 3 新条例第7条の規定は、施行日以後に検査を受ける工事について適用し、施行日前に検査を受けた工事については、なお従前の例による。
- 4 新条例別表第2の規定は、施行日以後に申請がなされる証明に係る手数料について適用し、施行日前に申請がなされた証明に係る手数料については、なお従前の例による。

堺市下水道条例の一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 市指定排水設備工事業者の指定等に係る手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法により実施し、及び業務の効率化を図るため、添付書類等について見直しを行うこととし、所要の改正を行うものであること。
- (2) 電子申請の利用促進による利用者の利便性の向上及び業務の効率化並びに受益者負担の適正化を図るため、市指定排水設備工事業者の指定更新手数料等について見直しを行うこととし、所要の改正を行うものであること。
- (3) 国における技術者等の常駐及び専任に係るアナログ規制の見直し並びに下水道法施行令（昭和34年政令第147号）の一部改正に伴う所要の改正等を行うものであること。

2 施行期日

令和7年4月1日から施行するものであること。ただし、1(3)の一部に係る改正規定は、公布の日から施行するものであること。

堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格 並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（平成24年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「」の「」を「」において」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科又はこれ」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第8号中「水道に」を「水道等に」に改め、「もの」の次に「（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第10号とし、同条第7号中「若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「から第6号まで」に改め、「若しくは学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第9号とし、同条第6号中「あつては1年以上」を「あつては2年以上」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に改め、「もの」の次に「（第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験に有する者に限る。）

第4条第4号中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験に有する者に限る。）

第4条に次の1号を加える。

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験に有する者に限る。）

第5条第1号を次のように改める。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校の卒業者については3年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程にあつては、修了者）については5年以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第5条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目を」を「課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第5号中「において、」の次に「第1号若しくは」を加え、「学科目」を「課程」に改め、同条に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格 並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）の一部改正に伴い、本市における布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について見直しを行うこととし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和7年4月1日から施行するものであること。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 東工場第二工場外壁改修ほか工事（1期）
- 2 工事概要 外壁改修ほか工事
外壁改修 工事対象延べ面積 約23,426㎡
屋上防水改修
電気、機械設備工事
- 3 契約の相手方 堺市中区小阪 208 番地 1
株式会社友幸産業
代表取締役 藤原 友雄
- 4 契約金額 265,454,200 円
うち取引に係る消費税額等 24,132,200 円
- 5 仮契約の日 令和6年10月15日

工事請負契約の締結について

- 1 契約の締結方法 一般競争入札
- 2 工事期間 議会の議決を経た翌日から
令和8年2月27日まで
- 3 入札執行日時 令和6年9月12日 午前10時00分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

(単位 円)

参 加 者 \ 経 過	第 1 回	備 考
株式会社イズミクス	240,736,000	低入札価格調査の結果、 落札者とならない
高分子株式会社	240,748,000	低入札価格調査の結果、 落札者とならない
カワハラ・道岡建設 工事共同企業体	240,800,000	低入札価格調査の結果、 落札者とならない
日野建設工業株式会社	241,218,000	低入札価格調査の結果、 落札者とならない
株式会社友幸産業	241,322,000	落札（低入札価格調査の 結果）
建真・ニッチカ建設 工事共同企業体	241,338,000	
泉宏建設株式会社	241,345,000	
株式会社山口工務店	241,350,000	
株式会社プライムエコ	241,365,000	
株式会社大森工務店	241,988,000	

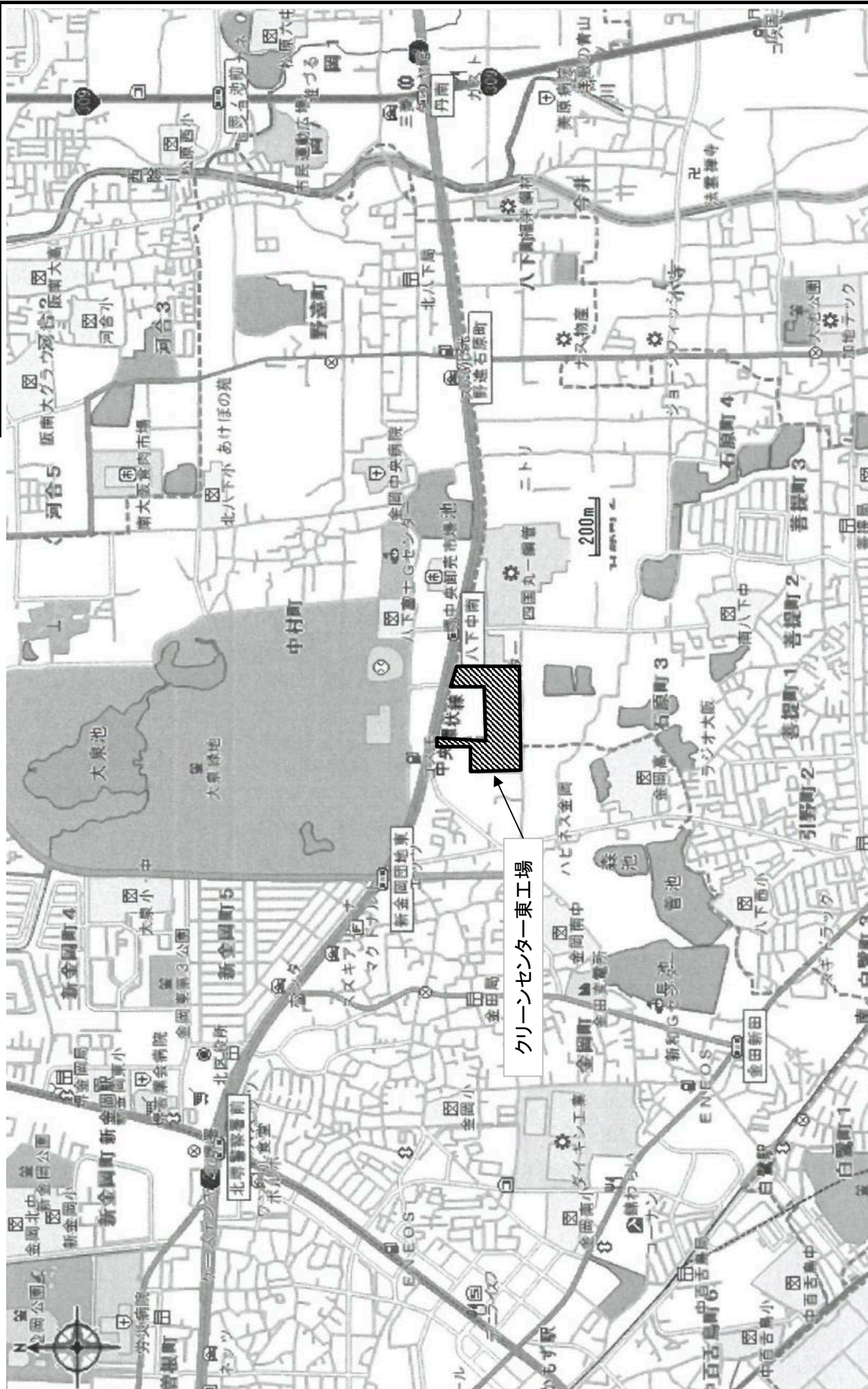
株 式 会 社 河 村 工 務 店	246,400,000	
株 式 会 社 隆 栄 建 設	269,580,000	
堺 土 建 株 式 会 社	290,000,000	

(備考) 予定価格 291,150,000 円、調査基準価格 269,907,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の 10%に相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額になる。

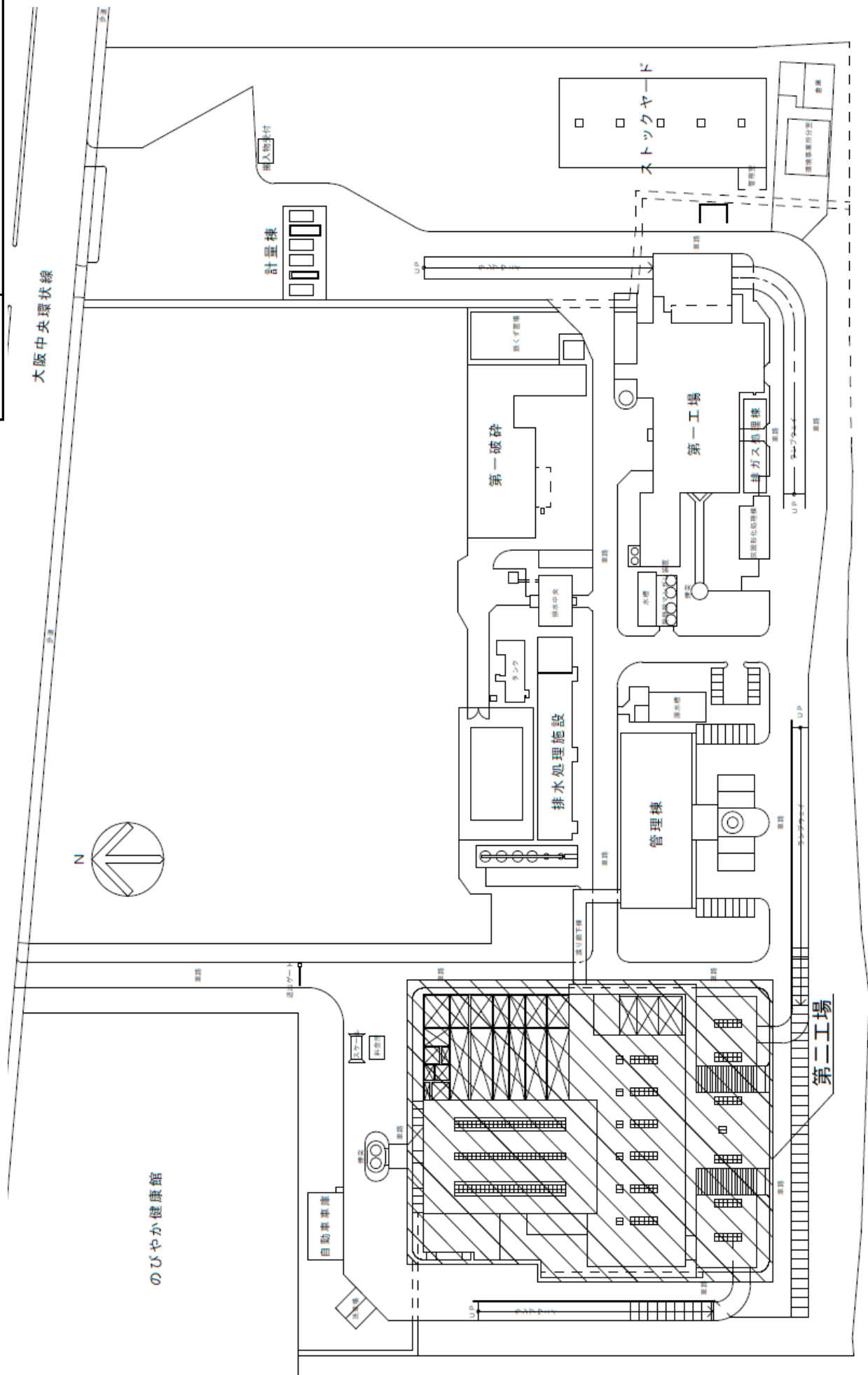
図面名称

付近見取図



工事名称

東工場第二工場外壁改修ほか工事(1期)



工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 万崎住宅1棟ほか2棟解体工事
- 2 工事概要 住宅解体工事
1棟解体 鉄筋コンクリート造地上5階建 工事対象延べ面積 約5,019㎡
2棟解体 鉄筋コンクリート造地上5階建 工事対象延べ面積 約2,178㎡
3棟解体 鉄筋コンクリート造地上5階建 工事対象延べ面積 約2,178㎡
電気、機械設備工事
- 3 契約の相手方 堺市中区東山13番地
株式会社春正建設
代表取締役 春木 正則
- 4 契約金額 562,402,500 円
うち取引に係る消費税額等 51,127,500 円
- 5 仮契約の日 令和6年10月10日

工事請負契約の締結について

- 1 契約の締結方法 一般競争入札
- 2 工事期間 議会の議決を経た翌日から
令和8年1月30日まで
- 3 入札執行日時 令和6年9月12日 午前11時00分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

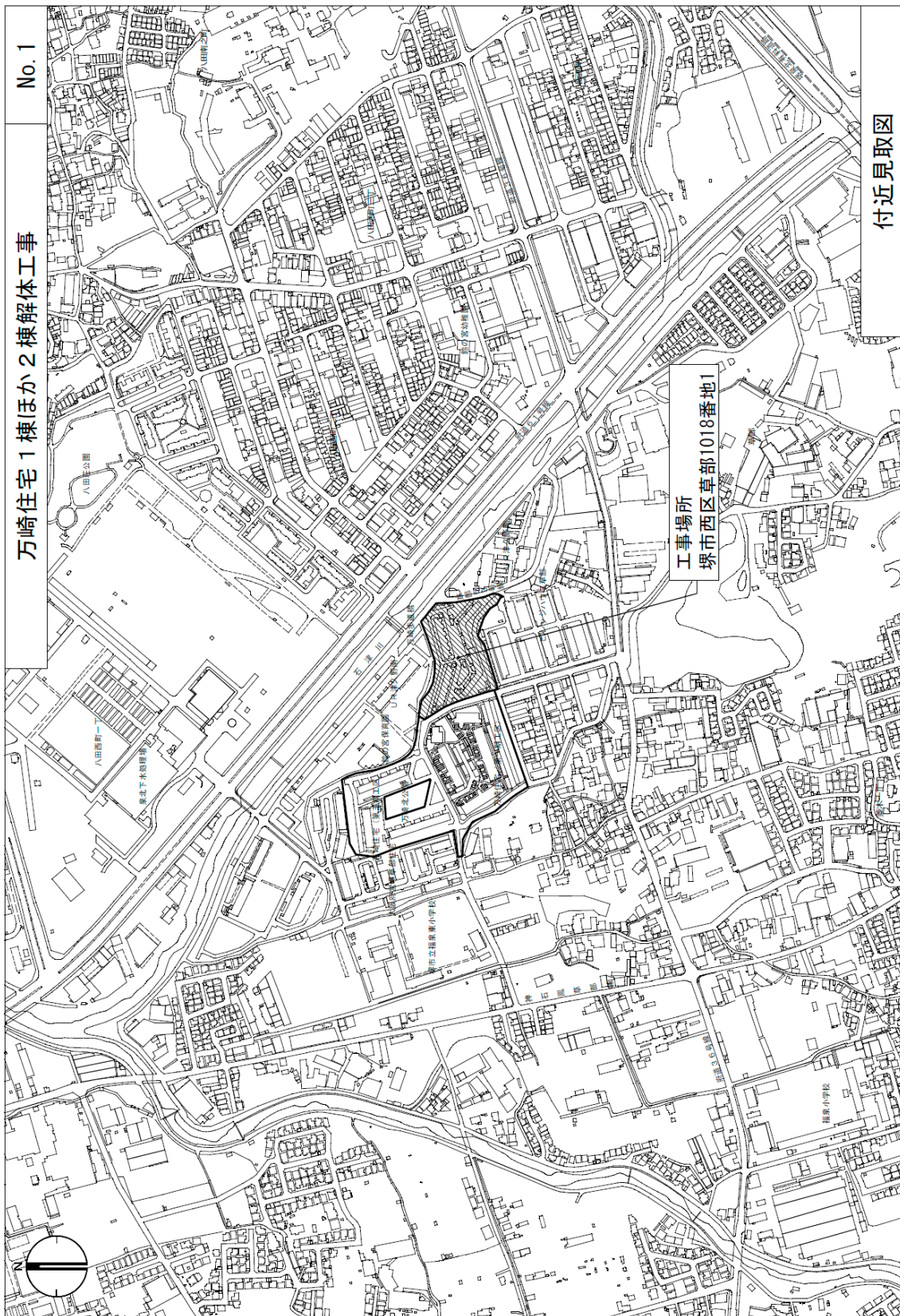
(単位 円)

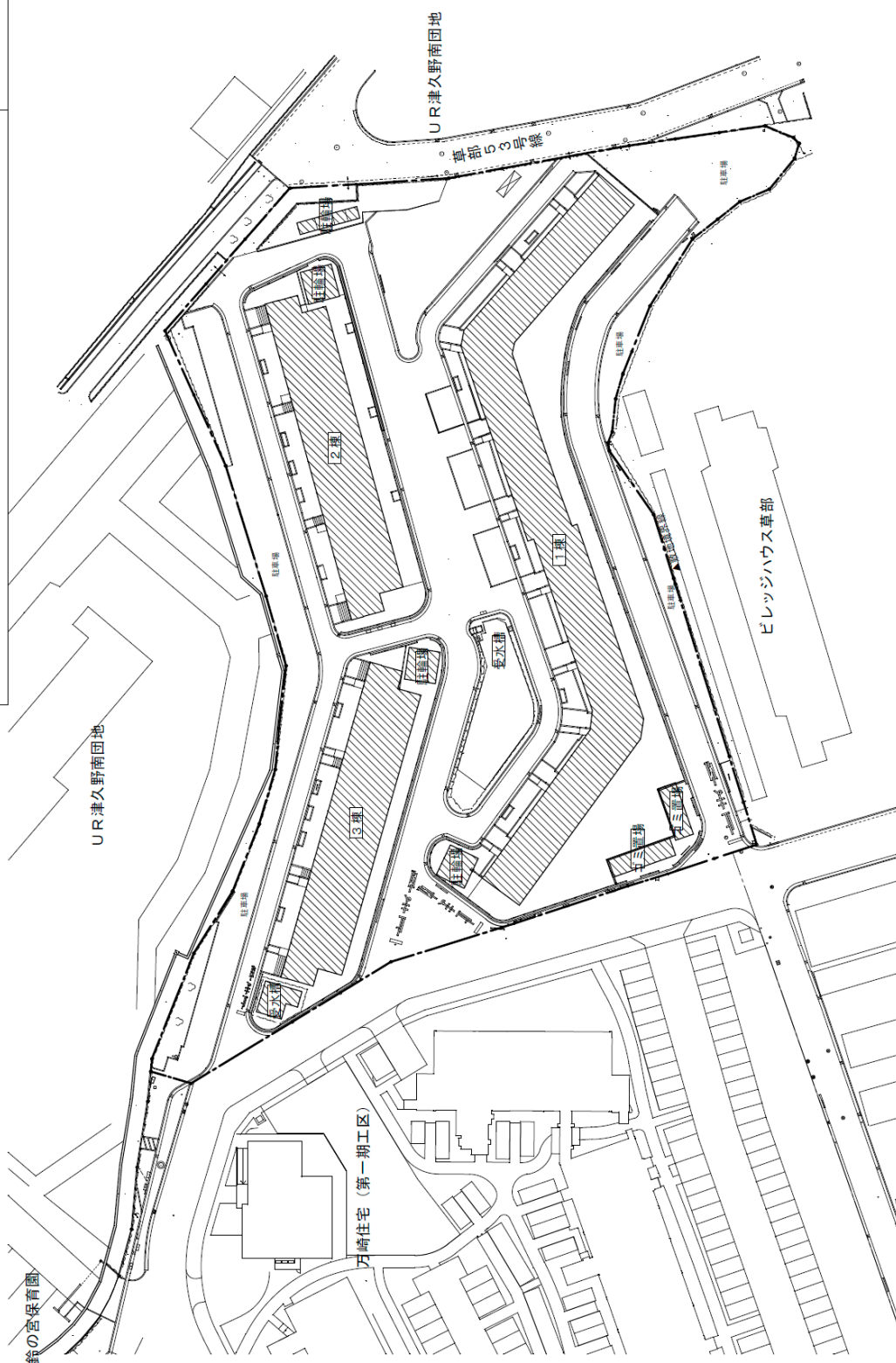
参 加 者 \ 経 過	第 1 回	備 考
木 下 建 設 株 式 会 社	505,500,000	低入札価格調査の結果、落札者とならない
株 式 会 社 勇 樹	506,575,000	低入札価格調査の結果、落札者とならない
株 式 会 社 ビ ー コ ン	508,363,000	低入札価格調査の結果、落札者とならない
株 式 会 社 三 国 建 設	508,699,000	低入札価格調査の結果、落札者とならない
株式会社 S H I N K O	509,227,000	低入札価格調査の結果、落札者とならない
株 式 会 社 今 重 興 産	509,998,000	低入札価格調査の結果、落札者とならない
株式会社プライムエコ	510,535,000	低入札価格調査の結果、落札者とならない
カングラ工業株式会社	510,538,000	低入札価格調査の結果、落札者とならない
株 式 会 社 建 真	510,542,000	低入札価格調査の結果、落札者とならない
有 限 会 社 K S 光 健	510,548,000	低入札価格調査の結果、落札者とならない

泉 宏 建 設 株 式 会 社	510,555,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
株 式 会 社 隆 栄 建 設	510,829,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
大 容 建 設 株 式 会 社	510,860,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
利 晃 建 設 株 式 会 社	511,200,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
株 式 会 社 春 正 建 設	511,275,000	落札（低入札価格調査の結果）
日 英 建 設 株 式 会 社	511,323,000	
堺 土 建 株 式 会 社	511,383,000	
南 街 建 設 株 式 会 社	511,506,000	
株式会社TS, コーポレーション	512,370,000	
株 式 会 社 橋 本 建 設	515,100,000	
株式会社 J－R A I S E	561,581,900	
加 山 建 設 株 式 会 社	辞退	

（備考） 予定価格 616,198,000 円、調査基準価格 572,482,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の 10%に相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額になる。





配置図

物品の買入れについて

次のとおり、救助工作車Ⅲ型 1 台の買入れを行うものとする。

- 1 購入先 兵庫県三田市テクノパーク 32 番地
株式会社モリタ 関西支店
支店長 谷口 裕和
- 2 購入金額 216,700,000 円
うち取引に係る消費税額等 19,700,000 円
- 3 仮契約の日 令和 6 年 10 月 2 日

物品の買入れについて

- 1 契約の締結方法 一般競争入札(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定の適用を受ける案件)
- 2 納入期間 議会の議決を経た翌日から
令和8年3月31日まで
- 3 入札執行日時 令和6年9月26日 午前10時00分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

(単位 円)

参 加 者	経 過	第 1 回	備 考
株式会社モリタ関西支店		197,000,000	落札
日本機械工業株式会社大阪営業所		220,000,000	

上記金額は入札書記載金額で、当該金額に10%相当する額(消費税額等)を加算した金額が契約金額である。

物品の買入れについて

次のとおり、大型化学消防ポンプ自動車（大 1 型）1 台の買入れを行うものとする。

- 1 購入先 兵庫県三田市テクノパーク 32 番地
株式会社モリタ 関西支店
支店長 谷口 裕和
- 2 購入金額 141,570,000 円
うち取引に係る消費税額等 12,870,000 円
- 3 仮契約の日 令和 6 年 10 月 8 日

物品の買入れについて

- 1 契約の締結方法 一般競争入札(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定の適用を受ける案件)
- 2 納入期間 議会の議決を経た翌日から
令和8年3月31日まで
- 3 入札執行日時 1回目 令和6年9月26日 午前11時00分
2回目 令和6年10月1日 午前10時00分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

(単位 円)

参 加 者 \ 経 過	第1回	第2回	備 考
株式会社モリタ関西支店	129,800,000	128,700,000	落札
日本機械工業株式会社大阪営業所	138,300,000	辞退	

上記金額は入札書記載金額で、当該金額に10%相当する額(消費税額等)を加算した金額が契約金額である。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の 名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市家原大池 体育館 堺市みなと堺 グリーンひろ ば	大阪市西区江戸堀 1 丁目 2 番 11 号	シンコースポーツ・ NTT ファシリティーズ グループ	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 12 年 3 月 31 日ま で
	(代表団体) 大阪市西区江戸堀 1 丁目 2 番 11 号	(代表団体) シンコースポーツ株 式会社 大阪支店	
	(他の構成団体) 大阪市西区土佐堀 1 丁目 4 番 14 号	(他の構成団体) 株式会社NTT ファシリ ティーズ 西日本事 業本部	

[根 拠]

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市家原大池体育館及び堺市みなと堺グリーンひろば（以下「堺市家原大池体育館等」という。）の指定管理者としてシンコースポーツ・NTT ファシリティーズグループを指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
シンコースポーツ・NTT ファシリティーズグループ	令和 6 年 8 月 1 日	堺市家原大池体育館等の管理運営	堺市家原大池体育館等の管理運営を目的に設立された共同事業体である。	公募

3 選定の理由

堺市スポーツ施設条例（昭和 59 年条例第 9 号）第 15 条第 1 項及び堺市公園条例（昭和 35 年条例第 18 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定によって公募を行い、応募のあった 3 団体について、堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会において堺市スポーツ施設条例第 15 条第 3 項及び堺市公園条例第 27 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、本市のスポーツ振興及び当施設の管理運営の考え方を十分に理解し、また利用者サービスの向上、経費縮減への取組方針及びこれまでの実績から管理運営能力を十分に有すると考えられることなどから、条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市家原大池体育館等の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

①兵庫県神戸市中央区港島中町7丁目1番1

えばら彩パートナーズ

(代表団体)

兵庫県神戸市中央区港島中町7丁目1番1

アシックススポーツファシリティーズ株式会社

(他の構成団体)

大阪市北区天満橋1丁目8番30号

グローブシップ株式会社 大阪支店

②大阪市西区江戸堀1丁目2番11号

シンコースポーツ・NTT ファシリティーズグループ

(代表団体)

大阪市西区江戸堀1丁目2番11号

シンコースポーツ株式会社 大阪支店

(他の構成団体)

大阪市西区土佐堀1丁目4番14号

株式会社NTT ファシリティーズ 西日本事業本部

③東京都品川区東品川4丁目10番1号

スポーツタウン・堺パートナーズ

(代表団体)

東京都品川区東品川4丁目10番1号

コナミスポーツ株式会社

(他の構成団体)

大阪市中央区備後町1丁目7番10号

大林ファシリティーズ株式会社 大阪支店

(他の構成団体)

堺市東区日置荘西町3丁目5番2号

株式会社アカツキ

(2) 選定経過

令和6年7月17日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

令和6年10月11日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長	弁護士	永田 守
委員	公認会計士	下久保 清美
委員	関西大学教授	西山 哲郎
委員	大阪公立大学教授	横山 久代

(4) 審査結果表

条例に定める 指定の要件	審査項目	配点	えばら彩 パートナーズ	シンコー スポーツ ・NTTファ シリティ ーズグル ープ	スポーツ タウン・ 堺パート ナーズ
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市スポーツ施設条例第15条第3項第1号及び堺市公園条例第27条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	40点	29点	29点	29点

(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市スポーツ施設条例第 15 条第 3 項第 2 号及び堺市公園条例第 27 条第 3 項第 2 号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40 点	28 点	31 点	30 点
(3) 利（使）用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市スポーツ施設条例第 15 条第 3 項第 3 号及び堺市公園条例第 27 条第 3 項第 3 号)	①利（使）用者・利（使）用者ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	40 点	31 点	31 点	31 点
(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市スポーツ施設条例第 15 条第 3 項第 4 号及び堺市公園条例第 27 条第 3 項第 4 号)	①休館（場）日、開館（場）時間の考え方 ②利用料金の考え方 ③人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ④苦情対応の考え方 ⑤危機管理及び非常時対策 ⑥施設設備・器具備品等の維持管理及び第三者への業務委託に関する考え方 ⑦トレーニング機器等の調達・設置提案	80 点	63 点	59 点	58 点

(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市スポーツ施設条例第 15 条第 3 項第 5 号及び堺市公園条例第 27 条第 3 項第 5 号)	① 目標設定の考え方、目標達成の方策 ② 自主事業①の実施計画 ③ 自主事業②の実施計画	92 点	74 点	73 点	69 点
(6) 管理経費の削減が図られること。 (堺市スポーツ施設条例第 15 条第 3 項第 6 号及び堺市公園条例第 27 条第 3 項第 6 号)	① 経費削減の考え方と方法 ② 収支計画 ③ 指定管理料の削減	56 点	34 点	35 点	34 点
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市スポーツ施設条例第 15 条第 3 項第 7 号及び堺市公園条例第 27 条第 3 項第 7 号)	① 障害者等就職困難者の雇用 ② 市内経済の活性化 ③ 地域振興、地域コミュニティの醸成 ④ 環境問題への取組 ⑤ 市の施策に整合する取組実績等 (障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント) ⑥ 施設の適正な管理運営実績	52 点	34 点	38 点	37 点
合計点		400 点	293 点	296 点	288 点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の 名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立鴨谷体育館 堺市荒山テニスコート	兵庫県神戸市中央区 港島中町7丁目1番1	さかい健幸スポーツ コミュニティ	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
	(代表団体) 兵庫県神戸市中央区 港島中町7丁目1番1	(代表団体) アシックススポーツ ファシリティーズ株 式会社	
	(他の構成団体) 大阪市中央区難波5丁 目1番60号	(他の構成団体) 南海ビルサービス株 式会社	

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立鴨谷体育館及び堺市荒山テニスコート（以下「堺市立鴨谷体育館等」という。）の指定管理者としてさかい健幸スポーツコミュニティを指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
さかい健幸スポーツコミュニティ	令和 6 年 6 月 13 日	堺市立鴨谷体育館等の管理運営	堺市立鴨谷体育館等の管理運営を目的に設立された共同事業体である。	公募

3 選定の理由

堺市立体育館条例（昭和 60 年条例第 8 号）第 16 条第 1 項第 3 号及び堺市スポーツ施設条例（昭和 59 年条例第 9 号）第 15 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった 2 団体について、堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会において堺市立体育館条例第 16 条第 3 項及び堺市スポーツ施設条例第 15 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、本市のスポーツ振興及び当施設の管理運営の考え方を十分に理解し、また利用者サービスの向上、経費縮減への取組方針から管理運営能力を十分に有すると考えられることなどから、条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立鴨谷体育館等の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

①兵庫県神戸市中央区港島中町7丁目1番1

さかい健幸スポーツコミュニティ

(代表団体)

兵庫県神戸市中央区港島中町7丁目1番1

アシックススポーツファシリティーズ株式会社

(他の構成団体)

大阪市中央区難波5丁目1番60号

南海ビルサービス株式会社

②大阪市中央区北浜4丁目1番23号

ミズノグループ

(代表団体)

大阪市中央区北浜4丁目1番23号

ミズノスポーツサービス株式会社

(他の構成団体)

大阪市中央区北浜4丁目1番23号

美津濃株式会社

(2) 選定経過

令和6年6月12日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

令和6年10月4日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長	弁護士	永田 守
委員	公認会計士	下久保 清美
委員	関西大学教授	西山 哲郎
委員	大阪公立大学教授	横山 久代

(4) 審査結果表

条例に定める 指定の要件	審査項目	配点	さかい健幸 スポーツコ ミュニティ	ミズノグル ープ
(1) 事業計画が市 民の平等利用 その他の観点 から適切なも のであること。 (堺市立体育館 条例第 16 条第 3 項第 1 号及び 堺市スポーツ 施設条例第 15 条第 3 項第 1 号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	40 点	31 点	30 点
(2) 事業計画を確 実かつ安定的 に実施するに 足る経理的 基礎その他の 経営に関する 能力を有する こと。 (堺市立体育館 条例第 16 条第 3 項第 2 号及び 堺市スポーツ 施設条例第 15 条第 3 項第 2 号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40 点	29 点	31 点
(3) 使(利)用者の 意思及び人権 を尊重し、常に その立場に立 ったサービス が提供できる こと。 (堺市立体育館 条例第 16 条第 3 項第 3 号及び 堺市スポーツ 施設条例第 15 条第 3 項第 3 号)	①使(利)用者・使(利) 用者ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公 開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計 画	40 点	31 点	28 点

(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立体育館条例第 16 条第 3 項第 4 号及び堺市スポーツ施設条例第 15 条第 3 項第 4 号)	①休館(場)日、開館(場)時間の考え方 ②利用料金の考え方 ③人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ④苦情対応の考え方 ⑤危機管理及び非常時対策 ⑥施設設備・器具備品等の維持管理及び第三者への業務委託に関する考え方 ⑦トレーニング機器等の調達・設置提案	80 点	62 点	44 点
(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市立体育館条例第 16 条第 3 項第 5 号及び堺市スポーツ施設条例第 15 条第 3 項第 5 号)	①目標設定の考え方、目標達成の方策 ②自主事業①、自主事業②の実施計画	92 点	73 点	64 点
(6) 管理経費の削減が図られること。 (堺市立体育館条例第 16 条第 3 項第 6 号及び堺市スポーツ施設条例第 15 条第 3 項第 6 号)	①経費削減の考え方と方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	56 点	29 点	29 点

(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立体育館条例第 16 条第 3 項第 7 号及び堺市スポーツ施設条例第 15 条第 3 項第 7 号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等 (障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント) ⑥施設の適正な管理運営実績	52 点	34 点	29 点
合計点		400 点	289 点	255 点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の 名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター	大阪市西区靱本町 1 丁目 7 番 25 号	J-GREEN 堺 ドリーム パートナーズ	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 12 年 3 月 31 日まで
	(代表団体) 大阪市西区靱本町 1 丁目 7 番 25 号	(代表団体) 一般社団法人大阪府 サッカー協会	
	(他の構成団体) 大阪市中央区北浜 4 丁目 1 番 23 号	(他の構成団体) 美津濃株式会社	
	(他の構成団体) 大阪市中央区北浜 4 丁目 1 番 23 号	(他の構成団体) ミズノスポーツサー ビス株式会社	
	(他の構成団体) 大阪市北区天満橋 1 丁目 8 番 30 号	(他の構成団体) グローブシップ株式 会社 大阪支店	
	(他の構成団体) 堺市北区百舌鳥赤畑 町 1 丁 34 番地 10	(他の構成団体) 株式会社双葉	

[根 拠]

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンターの指定管理者として J-GREEN 堺 ドリームパートナーズを指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
J-GREEN 堺 ドリームパートナーズ	令和 6 年 6 月 28 日	堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンターの管理運営	堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンターの管理運営を目的に設立された共同事業体である。	公募

3 選定の理由

堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例（平成 20 年条例第 47 号）第 16 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった 2 団体について、堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 16 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、当該施設の特性を十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンターの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

①大阪市西区靱本町1丁目7番25号

J-GREEN 堺 ドリームパートナーズ

(代表団体)

大阪市西区靱本町1丁目7番25号

一般社団法人大阪府サッカー協会

(他の構成団体)

大阪市中心区北浜4丁目1番23号

美津濃株式会社

(他の構成団体)

大阪市中心区北浜4丁目1番23号

ミズノスポーツサービス株式会社

(他の構成団体)

大阪市中心区天満橋1丁目8番30号

グローブシップ株式会社 大阪支店

(他の構成団体)

堺市中心区百舌鳥赤畑町1丁34番地10

株式会社双葉

②大阪市西区立売堀1丁目3番13号

ジェイズパークグループ

(代表団体)

大阪市西区立売堀1丁目3番13号

株式会社ジャパンフットボールマーチャンダイズ

(他の構成団体)

堺市中心区北花田町2丁188番地の2

ユニバーサル株式会社

(他の構成団体)

兵庫県西宮市六湛寺町9番16号

日本管財株式会社

(他の構成団体)

和泉市テクノステージ2丁目3番28号

大栄環境株式会社

(他の構成団体)

大阪府中央区谷町2丁目3番12号

株式会社ジェイコムウエスト

(2) 選定経過

令和6年6月12日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会

(選定基準等の審議)

令和6年10月2日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会

(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 弁護士 永田 守

委員 公認会計士 下久保 清美

委員 関西大学教授 西山 哲郎

委員 大阪公立大学教授 横山 久代

(4) 審査結果表

条例に定める 指定の要件	審査項目	配点	J-GREEN 堺 ドリームパ ートナース	ジェイズパ ークグルー プ
(1) 事業計画が市 民の平等利用 その他の観点 から適切なも のであること。 (堺市立サッカ ー・ナショナル トレーニング センター条例 第16条第3項 第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	40点	31点	28点

(2)事業計画を確実かつ安定的に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例第16条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40 点	30 点	28 点
(3)利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例第16条第3項第3号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	40 点	31 点	28 点
(4)効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例第16条第3項第4号)	①休場日、開場時間の考え方 ②利用料金の考え方 ③人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ④苦情対応の考え方 ⑤危機管理及び非常時対策 ⑥施設設備・器具備品等の維持管理及び第三者への業務委託に関する考え方	80 点	60 点	57 点

(5)施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例第16条第3項第5号)	①目標設定の考え方、目標達成の方策 ②自主事業①、自主事業②の実施計画	92 点	82 点	63 点
(6)管理経費の削減が図られること。 (堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例第16条第3項第6号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画	56 点	37 点	40 点
(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例第16条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等 (障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント) ⑥施設の適正な管理運営実績	52 点	30 点	37 点
合計点		400 点	301 点	281 点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立みはら歴史博物館	東京都目黒区東山 1丁目5番4号 KDX 中目黒ビル6階	アクティオ株式会社	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立みはら歴史博物館の指定管理者としてアクティオ株式会社を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
アクティオ株式会社	昭和 62 年 2 月 27 日	・指定管理者制度に基づく公の施設の管理受託 ・美術館・博物館等文化施設、公共施設、社会福祉施設等の経営及び管理受託並びに案内、受付、誘導等運営に関する業務 等	大阪府立近つ飛鳥博物館 指定管理者 等	公募

3 選定の理由

堺市立みはら歴史博物館条例（平成 16 年条例第 116 号）第 22 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった 2 団体について、堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会において同条例第 22 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、教養の向上と文化の発展に寄与する事業及び当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者サービス向上への取組方針及びこれまでの事業実績から、管理運営能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立みはら歴史博物館の設置目的を効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

①大阪府中央区備後町2丁目4番10号

株式会社第一住建

②東京都目黒区東山1丁目5番4号 KDX 中目黒ビル 6 階

アクティオ株式会社

(2) 選定経過

令和6年7月17日 堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会

(選定基準等の審議)

令和6年10月10日 堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会

(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 弁護士 岩本 洋子

委員 公認会計士・税理士 林 紀美代

委員 大阪歴史博物館館長 大澤 研一

委員 藤井寺市教育委員会事務局文化財保護課文化財調査員 福田 英人

(4) 審査結果表

条例に定める 指定の要件	審査項目	配点	株式会社第一 住建	アクティオ 株式会社
(1)事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立みはら歴史博物館条例第22条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	32点	18点	28点

(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市立みはら歴史博物館条例第 22 条第 3 項第 2 号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	32 点	21 点	31 点
(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立みはら歴史博物館条例第 22 条第 3 項第 3 号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	40 点	25 点	31 点
(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立みはら歴史博物館条例第 22 条第 3 項第 4 号)	①休館日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策	80 点	45 点	61 点
(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市立みはら歴史博物館条例第 22 条第 3 項第 5 号)	①目標設定の考え方、目標達成の方策 ②自主事業の実施計画	88 点	42 点	65 点
(6) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市立みはら歴史博物館条例第 22 条第 3 項第 6 号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	76 点	32 点	43 点

(7)前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める要件 (堺市立みはら歴史博物館条例第 22 条第 3 項第 7 号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等 (障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント) ⑥施設の適正な管理運営実績	52 点	28 点	45 点
合計点		400 点	211 点	304 点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立堺老人福祉センター 堺市立西老人福祉センター	吹田市南金田 2 丁目 12 番 1 号	株式会社 ビケンテクノ	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 12 年 3 月 31 日まで

[根 拠]

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立堺老人福祉センター及び堺市立西老人福祉センターの指定管理者として株式会社ビケンテクノを指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
株式会社 ビケンテクノ	昭和 38 年 5 月 14 日	次の事業を行うこと ・土地、建物、建物設備 全般の総合管理、建物 内外の清掃管理及び 総合警備業務 ・ビルメンテナンスに関 するコンサルタント 業 ・地方自治法により設置 された公の施設の管 理運営 ・文化施設、スポーツ施 設、駐車場、駐輪場、 公園の管理運営 ・有料老人ホーム、保育 所、託児所の経営 ・介護保険法に基づく第 1 号事業 等	指定管理者 ・大阪市立社会福祉セン ター ・忠岡町総合福祉センタ ー ・岸和田市立高齢者ふれ あいセンター朝陽 ・藤井寺市立老人福祉セ ンター松水苑 ・和泉市生涯学習サポー ト館 等 総合ビルメンテナンス 介護サービス業務 老人ホーム経営 等	公募

3 選定の理由

堺市立老人福祉センター条例(昭和 47 年条例第 18 号)第 12 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった 2 団体について堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 12 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、本施設の特性を十分に理解し、利用者の意思、人権を尊重したサービスの提供ができるものと認められ、また、これまでの他施設での事業実績から本施設の管理運営能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立堺老人福祉センター及び堺市立西老人福祉センターの設置目的を最も効果的かつ効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

①堺市堺区協和町3丁128番地11

社会福祉法人 堺中央共生会

②吹田市南金田2丁目12番1号

株式会社 ビケンテクノ

(2) 選定経過

令和6年8月11日 堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

令和6年10月26日 堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 桃山学院大学教授 川井 太加子

委員 弁護士 石渡 勉

委員 関西福祉科学大学教授 成清 敦子

委員 公認会計士 松田 章汰

委員 関西大学教授 吉岡 洋子

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	社会福祉法人 堺中央共生会	株式会社 ビ ケンテクノ
(1) 事業計画が市民の平等 利用その他の観点から適 切なものであること。 (堺市立老人福祉センター 条例第 12 条第 3 項第 1 号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	20 点	16 点	15 点
(2) 事業計画を確実に安 定的に実施するに足り る経理的基礎その他の経営 に関する能力を有するこ と。 (堺市立老人福祉センター 条例第 12 条第 3 項第 2 号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40 点	30 点	33 点
(3) 使用者の意思及び人権 を尊重し、常にその立場 に立ったサービスが提供 できること。 (堺市立老人福祉センター 条例第 12 条第 3 項第 3 号)	①利用者の特性・ニーズ の把握 ②個人情報の保護、情報 公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④広報・モニタリング計 画 ⑤高齢者、障害者等の利 用への考え方、関係機 関等との連携	80 点	62 点	60 点
(4) 効果的かつ効率的な管 理を実施できること。 (堺市立老人福祉センター 条例第 12 条第 3 項第 4 号)	①休館日、開館時間の考 え方 ②人員配置、人材育成の 考え方、研修計画 ③苦情、要望への対応の 考え方 ④施設、設備、器具備品 の維持管理について の考え方 ⑤非常時対策	60 点	42 点	47 点
(5) 施設の効用を最大限発 揮させることができるこ と。 (堺市立老人福祉センター 条例第 12 条第 3 項第 5 号)	①目標設定の考え方、目 標達成の方策 ②自主事業の実施計画	112 点	72 点	86 点
(6) 管理経費の縮減が図ら れること。 (堺市立老人福祉センター 条例第 12 条第 3 項第 6 号)	①経費削減の考え方・方 法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	56 点	25 点	31 点

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件(堺市立老人福祉センター条例第 12 条第 3 項第 7 号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等(障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント) ⑥施設の適正な管理運営実績	32 点	26 点	21 点
合計点		400 点	273 点	293 点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立東老人福祉センター	箕面市白島3丁目5番50号	社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
堺市立北老人福祉センター			
堺市立美原老人福祉センター			
堺市立美原総合福祉会館			

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立東老人福祉センター、堺市立北老人福祉センター、堺市立美原老人福祉センター及び堺市立美原総合福祉会館の指定管理者として社会福祉法人大阪府社会福祉事業団を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
社会福祉法人 大阪府社会福祉 事業団	昭和 46 年 3 月 30 日	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援すること	第一種社会福祉事業 ・特別養護老人ホーム ・養護老人ホーム 等 第二種社会福祉事業 ・老人デイサービスセンター ・老人デイサービス事業等 指定管理者 ・堺市立東老人福祉センター ・堺市立北老人福祉センター ・堺市立美原老人福祉センター ・堺市立美原総合福祉会館 等	公募

3 選定の理由

堺市立老人福祉センター条例（昭和 47 年条例第 18 号）第 12 条第 1 項及び堺市立美原総合福祉会館条例（平成 16 年条例第 76 号）第 14 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった当該団体について堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会において堺市立老人福祉センター条例第 12 条第 3 項及び堺市立美原総合福祉会館条例第 14 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、良好な評価を得た。

当該団体は、本施設の特性を十分に理解し、利用者の意思、人権を尊重したサービスの提供ができるものと認められ、また、これまでの実績から本施設の管理運営能力を十

分に有すると考えられることなどから、条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立東老人福祉センター、堺市立北老人福祉センター、堺市立美原老人福祉センター及び堺市立美原総合福祉会館の設置目的を効果的かつ効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

箕面市白島3丁目5番50号

社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団

(2) 選定経過

令和6年8月11日 堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

令和6年10月26日 堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 桃山学院大学教授 川井 太加子

委員 弁護士 石渡 勉

委員 関西福祉科学大学教授 成清 敦子

委員 公認会計士 松田 章汰

委員 関西大学教授 吉岡 洋子

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団
(1) 事業計画が市民の平等利用 その他の観点から適切なものであること。 (堺市立老人福祉センター条例 第12条第3項第1号及び堺市 立美原総合福祉会館条例第14 条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	20点	16点
(2) 事業計画を確実に実施するに足る経理的基 礎その他の経営に関する能力 を有すること。 (堺市立老人福祉センター条例 第12条第3項第2号及び堺市 立美原総合福祉会館条例第14 条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40点	35点
(3) 使用者の意思及び人権を尊 重し、常にその立場に立った サービスが提供できること。 (堺市立老人福祉センター条例 第12条第3項第3号及び堺市 立美原総合福祉会館条例第14 条第3項第3号)	①利用者の特性・ニーズの把握 ②個人情報の保護、情報公開の考 え方 ③人権尊重の考え方 ④広報・モニタリング計画 ⑤高齢者、障害者等の利用への考 え方、関係機関等との連携	80点	61点
(4) 効果的かつ効率的な管理を 実施できること。 (堺市立老人福祉センター条例 第12条第3項第4号及び堺市 立美原総合福祉会館条例第14 条第3項第4号)	①休館日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研 修計画 ③苦情、要望への対応の考え方 ④施設、設備、器具備品の維持管理 についての考え方 ⑤非常時対策	60点	48点
(5) 施設の効用を最大限發揮さ せることができること。 (堺市立老人福祉センター条例 第12条第3項第5号及び堺市 立美原総合福祉会館条例第14 条第3項第5号)	①目標設定の考え方、目標達成の方 策 ②自主事業の実施計画	112点	77点
(6) 管理経費の縮減が図られる こと。 (堺市立老人福祉センター条例 第12条第3項第6号及び堺市 立美原総合福祉会館条例第14 条第3項第6号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	56点	27点

(7)前各号に掲げるもののほか、 市長が定める要件 (堺市立老人福祉センター条例 第12条第3項第7号及び堺市 立美原総合福祉会館条例第14 条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティ の醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等 (障害者雇用、子育て支援、女性 の活躍促進、若者雇用、高齢者雇 用、本社・本店、環境マネジメン ト) ⑥施設の適正な管理運営実績	32 点	23 点
合計点		400 点	287 点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立南老人福祉センター	堺市堺区甲斐町西2丁1番15号	社会福祉法人南の風	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立南老人福祉センターの指定管理者として社会福祉法人南の風を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
社会福祉法人 南の風	平成 13 年 7 月 3 日	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援すること	第一種社会福祉事業 ・特別養護老人ホーム ・養護老人ホーム 等 第二種社会福祉事業 ・老人短期入所事業 ・認知症対応型老人共同生活援助事業 等 指定管理者 ・堺市立南老人福祉センター	公募

3 選定の理由

堺市立老人福祉センター条例（昭和 47 年条例第 18 号）第 12 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった 3 団体について堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 12 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、本施設の特性を十分に理解し、利用者の意思、人権を尊重したサービスの提供ができるものと認められ、また、これまでの実績から本施設の管理運営能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立南老人福祉センターの設置目的を最も効果的かつ効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

①吹田市南金田 2 丁目 12 番 1 号

株式会社 ビケンテクノ

②堺市堺区甲斐町西 2 丁 1 番 15 号

社会福祉法人 南の風

③松原市東新町 2 丁目 173 番地 7 号

アクティブ

(代表団体)

松原市東新町 2 丁目 173 番地 7 号

株式会社 アクティブ

(他の構成団体)

大阪市東成区大今里 3 丁目 22 番 36 号

株式会社 アクティブ

(他の構成団体)

堺市北区南花田町 1692 番地 2

医療法人こうじょう会 アクティブリハビリテーションクリニック

(2) 選定経過

令和 6 年 8 月 11 日 堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会

(選定基準等の審議)

令和 6 年 10 月 26 日 堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会

(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長	桃山学院大学教授	川井 太加子
委員	弁護士	石渡 勉
委員	関西福祉科学大学教授	成清 敦子
委員	公認会計士	松田 章汰
委員	関西大学教授	吉岡 洋子

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	株式会社 ビケンテクノ	社会福祉法人 南の風	アクティブ
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立老人福祉センター条例第12条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	20 点	15 点	16 点	15 点
(2) 事業計画を確実に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市立老人福祉センター条例第12条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40 点	32 点	34 点	22 点
(3) 使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立老人福祉センター条例第12条第3項第3号)	①利用者の特性・ニーズの把握 ②個人情報の保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④広報・モニタリング計画 ⑤高齢者、障害者等の利用への考え方、関係機関等との連携	80 点	58 点	59 点	56 点

(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立老人福祉センター条例第12条第3項第4号)	①休館日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③苦情、要望への対応の考え方 ④施設、設備、器具備品の維持管理についての考え方 ⑤非常時対策	60 点	46 点	44 点	43 点
(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市立老人福祉センター条例第12条第3項第5号)	①目標設定の考え方、目標達成の方策 ②自主事業の実施計画	112 点	74 点	71 点	70 点
(6) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市立老人福祉センター条例第12条第3項第6号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	56 点	27 点	29 点	24 点
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立老人福祉センター条例第12条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等 (障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント) ⑥施設の適正な管理運営実績	32 点	21 点	25 点	24 点
合計点		400 点	273 点	278 点	254 点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立共同浴場	大阪市北区梅田 1 丁目 2 番 2-1200 号	株式会社 ハウス ビルシステム	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 10 年 3 月 31 日まで

[根 拠]

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立共同浴場の指定管理者として株式会社ハウスビルシステムを指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
株式会社 ハウスビル システム	昭和 51 年 9 月 25 日	次の事業を営むこと ・建物、駐車・駐輪場及び各種施設の総合管理 ・警備業 ・各種施設の内外部補修と清掃 ・各種施設の附帯設備及び清掃用具の販売 ・各種施設の運営管理業務等	指定管理者等 ・大阪市立西区民センター ・大津市勤労福祉センター ・大阪狭山市立子育て支援・世代間交流センター ・箕面大日駐車場 ・西宮市鳴尾浜臨海公園 ・下関フィッシングパーク ・市原市憩の家等 警備、清掃等	公募

3 選定の理由

堺市立共同浴場条例(昭和 46 年条例第 47 号)第 8 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった当該団体について堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 8 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、良好な評価を得た。

当該団体は、本施設の特性を十分に理解し、利用者の意思、人権を尊重したサービスの提供ができるものと認められ、また、これまでの他施設での事業実績から本施設の管理運営能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立共同浴場の設置目的を効果的かつ効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

大阪市北区梅田 1 丁目 2 番 2-1200 号

株式会社 ハウスビルシステム

(2) 選定経過

令和 6 年 8 月 11 日 堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

令和 6 年 10 月 26 日 堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 桃山学院大学教授 川井 太加子

委員 弁護士 石渡 勉

委員 関西福祉科学大学教授 成清 敦子

委員 公認会計士 松田 章汰

委員 関西大学教授 吉岡 洋子

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	株式会社 ハウスビルシステム
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立共同浴場条例第 8 条第 3 項第 1 号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全確保	20 点	19 点
(2) 事業計画を確実に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市立共同浴場条例第 8 条第 3 項第 2 号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40 点	34 点

(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立共同浴場条例第 8 条第 3 項第 3 号)	①利用者の特性・ニーズの把握 ②障害者、高齢者等への考え方 ③広報・モニタリング計画 ④人権尊重の考え方 ⑤個人情報保護・情報公開の考え方	80 点	70 点
(4) 浴場の設置目的を最も効果的かつ効率的に達成できること。 (堺市立共同浴場条例第 8 条第 3 項第 4 号)	①休館日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金等の考え方 ④苦情、要望への対応の考え方 ⑤施設・付帯設備・器具備品等の維持管理の考え方 ⑥非常時対策	112 点	94 点
(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市立共同浴場条例第 8 条第 3 項第 5 号)	①目標設定の考え方、目標達成の方策 ②自主事業の実施計画	60 点	49 点
(6) 管理経費の削減が図られること。 (堺市立共同浴場条例第 8 条第 3 項第 6 号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	56 点	30 点
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立共同浴場条例第 8 条第 3 項第 7 号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域交流、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント）	32 点	28 点
合計点		400 点	324 点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
協和町中団地駐車場	堺市堺区協和町 1 丁 1 番 23 号	一般財団法人堺市 人権協会	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 12 年 3 月 31 日まで
協和町西団地駐車場			
協和町東団地駐車場			
塩穴団地駐車場			
大仙西町団地駐車場			

[根 拠]

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、協和町中団地駐車場、協和町西団地駐車場、協和町東団地駐車場、塩穴団地駐車場及び大仙西町団地駐車場（以下「協和町中団地駐車場等」）の指定管理者として一般財団法人堺市人権協会を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
一般財団法人 堺市人権協会	平成 24 年 3 月 30 日	同和問題をはじめとするあらゆる人権課題のすみやかな解決と、差別のない人権尊重社会の実現に寄与することを目的とする	堺市立人権ふれあいセンター管理運営業務	公募

3 選定の理由

堺市営住宅条例（平成 9 年条例第 30 号）第 48 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった当該団体について堺市建築都市局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 48 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、良好な評価を得た。

当該団体は、協和町中団地駐車場等の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、協和町中団地駐車場等の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

堺市堺区協和町 1 丁 1 番 23 号

一般財団法人堺市人権協会

(2) 選定経過

令和 6 年 5 月 31 日 堺市建築都市局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

令和 6 年 9 月 17 日 堺市建築都市局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 弁護士 辻岡 信也

委員 公認会計士・税理士 林 紀美代

委員 不動産鑑定士 今井 牧子

委員 一般財団法人大阪府交通安全協会専務理事 高木 久

委員 京都大学大学院工学研究科准教授 松中 亮治

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	一般財団法人 堺市人権協会
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市営住宅条例第 48 条第 3 項第 1 号)	①管理の基本方針 ②平等利用の確保 ③安全管理・リスク管理	50 点	38 点
(2) 事業計画を确实かつ安定的に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市営住宅条例第 48 条第 3 項第 2 号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40 点	30 点
(3) 入居者及び使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市営住宅条例第 48 条第 3 項第 3 号)	①施設管理の課題や利用者ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	65 点	50 点

(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市営住宅条例第48条第3項第4号)	①管理事務所設置の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④日常点検、維持管理の考え方 ⑤要望・苦情・相談対応の考え方 ⑥緊急事態への対応 ⑦関係機関等との連携 ⑧地域貢献活動への取り組み	90 点	77 点
(5) 市営住宅等の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市営住宅条例第48条第3項第5号)	①目標設定の考え方、目標達成の方策 ②自主事業の実施計画 ③課題解決への取り組み	100 点	75 点
(6) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市営住宅条例第48条第3項第6号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③納付金の増額	90 点	49 点
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市営住宅条例第48条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化、地域住民の雇用創出 ③地域振興、地域への貢献 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等 (障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)	65 点	56 点
合計点		500 点	375 点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市市民交流広場	堺市堺区中瓦町2丁 3番18号 高砂屋ビル3階	堺まちづくり株式会社	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市市民交流広場の指定管理者として堺まちづくり株式会社を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
堺まちづくり株式会社	平成 29 年 4 月 17 日	堺市中心市街地を主とする市街地整備等まちづくりに係る調査研究、企画調整、事業推進及び実施等	堺市市民交流広場 (Mina さかい) 利用促進業務等	公募

3 選定の理由

堺市市民交流広場条例(平成 27 年条例第 44 号)第 15 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった 2 団体について堺市建築都市局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 15 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、堺都心部の活性化及び当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市市民交流広場の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

①大阪市中心区備後町2丁目4番10号

株式会社第一住建

②堺市堺区中瓦町2丁3番18号 高砂屋ビル3階

堺まちづくり株式会社

(2) 選定経過

令和6年7月5日 堺市建築都市局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

令和6年10月2日 堺市建築都市局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 弁護士 辻岡 信也

委員 公認会計士・税理士 林 紀美代

委員 近畿大学総合社会学部総合社会学科環境・まちづくり系専攻教授
田中 晃代

委員 大阪公立大学大学院農学研究科緑地環境科学専攻准教授 松尾 薫

委員 中小企業診断士 山本 裕司

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	株式会社 第一住建	堺まちづ くり株式 会社
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市市民交流広場条例第15条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	50 点	32 点	41 点
(2) 事業計画を確実に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市市民交流広場条例第15条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	25 点	16 点	19 点
(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市市民交流広場条例第15条第3項第3号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	50 点	31 点	38 点
(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市市民交流広場条例第15条第3項第4号)	①休場日、開場時間、管理センターの窓口設置等の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策	90 点	49 点	68 点
(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市市民交流広場条例第15条第3項第5号)	①目標設定の考え方、目標達成の方策 ②施設の維持管理・利用促進に関する業務の実施計画 ③自主事業の実施計画	150 点	80 点	107 点
(6) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市市民交流広場条例第15条第3項第6号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	70 点	39 点	35 点

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市市民交流広場条例第15条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等 (障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)	65 点	36 点	38 点
合計点		500 点	283 点	346 点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市教育文化センター	大阪市中央区難波 5丁目1番60号	ソフィア・堺 未来 創造グループ	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
	(代表団体) 大阪市中央区難波 5丁目1番60号	(代表団体) 南海ビルサービス 株式会社	
	(他の構成団体) 東京都世田谷区用 賀4丁目10番1号	(他の構成団体) 株式会社東急コ ミュニティー	

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市教育文化センターの指定管理者としてソフィア・堺 未来創造グループを指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
ソフィア・堺 未来創造グループ	令和 6 年 9 月 20 日	堺市教育文化センターの管理運営	堺市教育文化センターの管理運営を目的に設立された共同事業体である。	公募

3 選定の理由

堺市教育文化センター条例（平成 5 年条例第 33 号）第 22 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった当該団体について、堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会において同条例第 22 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、良好な評価を得た。

当該団体は、文化の発展と教育の振興に関する事業及び当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市教育文化センターの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

大阪市中央区難波 5 丁目 1 番 60 号

ソフィア・堺 未来創造グループ

(代表団体)

大阪府中央区難波 5 丁目 1 番 60 号

南海ビルサービス株式会社

(他の構成団体)

東京都世田谷区用賀 4 丁目 10 番 1 号

株式会社東急コミュニティー

(2) 選定経過

令和 6 年 7 月 18 日 堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

令和 6 年 10 月 21 日 堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 弁護士 岩本 洋子

委員 公認会計士・税理士 林 紀美代

委員 高野山大学特任教授 今西 幸蔵

委員 大阪芸術大学特任教授 小山 久子

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	ソフィア・堺 未来創造グループ
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市教育文化センター条例第 22 条第 3 項第 1 号)	①管理運営の方針（基本方針） ②平等利用・安全の確保	80 点	65 点
(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市教育文化センター条例第 22 条第 3 項第 2 号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	120 点	102 点

(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市教育文化センター条例第22条第3項第3号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報の保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	100 点	78 点
(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市教育文化センター条例第22条第3項第4号)	①休館日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤危機管理及び非常時対策	100 点	78 点
(5) 施設の効用を最大限に発揮させることができること。 (堺市教育文化センター条例第22条第3項第5号)	①目標設定の考え方、目標達成の方策 ②自主事業①の実施計画 ③自主事業②の実施計画	224 点	160 点
(6) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市教育文化センター条例第22条第3項第6号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	120 点	60 点
(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める要件 (堺市教育文化センター条例第22条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント） ⑥施設の適正な管理運営実績	56 点	43 点
合計点		800 点	586 点

PFI による大浜体育館建替整備運営事業に係る 事業契約の変更について

次のとおり事業契約の内容を一部変更する。

- 1 契約の目的 大浜体育館建替整備運営事業に係る設計、建設、維持管理及び運営
- 2 契約の相手方 堺市西区宮下町 12 番 1 号
つながリーナ大浜 PFI 株式会社
代表取締役 浮穴 浩一
- 3 契約金額 変更前 8,976,077,611 円
うち取引に係る消費税額等 701,716,146 円
変更後 9,028,883,059 円
うち取引に係る消費税額等 706,516,570 円
- 4 仮契約の日 令和 6 年 11 月 15 日

[根 拠]

特定事業契約を締結する場合においては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 12 条の規定により、あらかじめ議会の議決を得る必要があるため。

PF1 による大浜体育館建替整備運営事業に係る
事業契約の変更について

1 変更する内容

- (1) 物価変動による維持管理及び運営に係る増額
- (2) その他条文の整備を行うもの

2 契約金額の変更 変更額（増） 52,805,448 円

うち取引に係る消費税額等 4,800,424 円

3 変 更 理 由 物価変動に伴い維持管理及び運営に係る金額を変更するもの。

PFI による（仮称）堺市立第 2 学校給食センター 整備運営事業に係る事業契約の変更について

1 変 更 す る 内 容

- (1) 施設引渡予定日の変更及び維持管理・運営期間の短縮
- (2) 維持管理・運営期間の短縮に伴う維持管理及び運営に係る減額
- (3) その他条文の整備を行うもの

2 契 約 金 額 の 変 更 変更額（減） 58,547,012 円

うち取引に係る消費税額等 5,322,455 円

3 変 更 理 由 施設引渡予定日の変更による維持管理・運営期間の短縮に伴い 維持管理及び運営に係る金額を変更するもの。

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）第 4 条第 1 項の規定により、令和 7 年度において当せん金付証票を次のとおり発売する。

発売総額 70 億円以内

[根 拠]

当せん金付証票法第 4 条第 1 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

市道路線の認定及び廃止について

市道路線を別紙調書のとおり認定し、及び廃止する。

[根 拠]

道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

市道路線認定調書

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地	付 記
888	三原台 1 5 9 号線	南区三原台 2 丁 2 番 1 1 地先 南区茶山台 1 丁 2 番 3 地先		路線再編成
7706	福田 2 7 2 号線	中区福田 1 0 5 0 番 1 7 地先 中区福田 1 0 5 0 番 6 地先		開発に伴う寄付
7707	深井中 2 2 9 号線	中区深井中町 1 1 1 9 番 2 地先 中区深井中町 1 1 1 9 番 3 地先		〃
7361	草部 2 3 2 号線	西区草部 1 4 7 1 番 1 6 地先 西区草部 1 4 7 1 番 2 3 地先		都市計画法第 3 9 条による 帰属
7980	菱木 2 4 4 号線	西区菱木 1 丁 2 2 8 9 番 1 2 地先 西区菱木 1 丁 2 2 8 9 番 2 0 地先		〃
7473	百舌鳥梅北 4 5 号線	北区百舌鳥梅北町 4 丁 1 2 9 番 9 地先 北区百舌鳥梅北町 4 丁 1 3 3 番 1 地先		〃

市道路線廃止調書

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地	付 記
571	三原台 1 5 6 号線	三原台 2 丁 2 番 3 地先 茶山台 1 丁 1 番 1 地先		路線再編成

市道認定路線図

55-24

整理番号 888

三原台159号線

2-11

2-3

凡
例



認定道路

市道認定路線図

整理番号 7706

福田272号線

1050-17

1050-6

凡
例

認定道路

市道認定路線図

40-07

整理番号 7707

深井中229号線

1119-2
↓
1119-3

凡
例



認定道路

市道認定路線図

47-12

整理番号 7361

草部232号線

1471-16

1471-23

凡
例



認定道路

市道認定路線図

整理番号 ㊦980

菱木244号線

2289-20

2289-12

凡
例

認定道路

市道認定路線図

整理番号 ㊦473

百舌鳥梅北45号線

129-9
133-1

凡
例



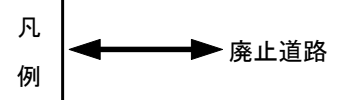
認定道路

市道廃止路線図

55-24

整理番号 571

三原台156号線



地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

[根 拠]

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

1 市長の専決事項の指定第1項による専決処分

(環境事業部クリーンセンター)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
76	6. 10. 15	63, 010	堺市北区*** *****	*****	令和6年3月8日(金) 午前8時50分ごろ、堺市 堺区向陵西町4丁6番地先 において、環境事業所職員 の運転する本市車両が前 方左側を走行中の相手方 バイクを追い越す際、突如 右折した相手方バイクに 接触し、相手方バイク等を 損傷させたもの。
73	6. 10. 11	272, 032	堺市堺区旭ヶ丘 中町4丁6番3 号	株 式 会 社 二 協 商 社 代 表 取 締 役 泉 谷 春 美	令和6年5月31日(金) 午前9時50分ごろ、堺市 堺区築港八幡町1番地70 クリーンセンター臨海工 場のプラットホームにお いて、相手方車両に積載し ていた廃棄物を検査しよ うとクリーンセンター管 理課職員が相手方車両の 左側扉を開けた際、扉の固 定を失念していたことに より、廃棄物投棄後車両動 作時に開いた同扉が清掃 工場の設備に接触し、相手 方車両を損傷させたもの。

(生活福祉部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
66	6. 9. 17	79, 093	堺市堺区*** *****	*****	令和6年6月7日(金) 午後1時50分ごろ、堺市 堺区一条通 13-25 地先 において、府道大阪和泉南 線を北へ走行していた生 活援護管理課職員の運転 する本市車両が一条通交 差点を左折する際、横断歩 道を走行中の相手方自転 車に接触し、損傷させたも の。

(農政部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
78	6. 10. 15	28, 600	大阪狭山市* *****	*****	令和6年8月11日(日) 午後9時20分ごろ、堺市 南区畑1639番1の農道に おいて、相手方車両が走行 中、市有地から張り出した 樹木に接触し、車両左側を 損傷したもの。

(都市整備部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
75	6. 10. 15	180, 400	堺市堺区* *****	*****	住宅市街地総合整備事 業の事業協力者である相 手方に代替地として売却 した堺市堺区* *****の土地におい て、レンガガラ等の地中埋 設物が発見されたため、相 手方がそれらの撤去処分 に要した費用を負担する もの。

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
74	6. 10. 15	649, 219	堺市堺区* *****	*****	令和6年7月12日(金) 午前9時ごろ、堺市堺区* *****の周 囲の雨水排水処理が悪く、 雨水が流入し、相手方所有 の家財に損害を与えたも の。

(土木部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
84	6. 10. 28	115, 890	堺市東区*** *****	*****	令和5年12月26日(火) 午前11時30分ごろ、堺市 美原区北余部 191-3 地先 において、相手方が府道大 阪狭山線を歩行中、側溝蓋 上を通行した際、突き出し ていたグレーチング蓋の 補助バーに躓き転倒し、負 傷したもの。
85	6. 10. 28	192, 951	堺市北区*** *****	*****	令和6年4月14日(日) 午後9時ごろ、堺市北区新 堀町1丁54地先において、 相手方が自転車で市道奥 本蔵前1号線を走行中、電 柱に設置中の一部が外れ て垂れ下がった状態とな っていた巻き看板に接触 して転倒し、負傷したも の。
83	6. 10. 28	349, 096	堺市堺区一条通 8番3号	株 式 会 社 エフエムサービス 代 表 取 締 役 福 井 義 貴	令和6年6月4日(火) 午後3時ごろ、堺市西区上 野芝向ヶ丘町6丁8地先 において、西部地域整備事 務所職員が市道北条上野 芝向ヶ丘1号線で刈払機に よる除草作業を実施した 際、沿道に駐車していた 相手方車両に飛び石が当 たり、損傷させたもの。
64	6. 9. 10	66, 000	堺市中区*** *****	*****	令和6年7月8日(月) 午 後2時ごろ、堺市中区** *****地先の 道路路肩に停車していた 本市車両を、南部地域整 備事務所職員が発進させ た際、左前方の相手方敷 地内に設置されたブロッ クに接触し、損傷させた もの。

(公園緑地部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
90	6. 11. 5	968, 320	堺市中区*** *****	***** (親 権 者) *****	令和5年4月10日(月) 午後1時30分ごろ、堺市 中区毛穴町493番地1毛穴 公園において、相手方が擁 壁の上を通行した際、擁壁 の一部が崩れ、同公園と隣 接駐車場の間の水路に転 落し、負傷したもの。
89	6. 11. 5	53, 770	堺市堺区*** *****	***** (親 権 者) ***** *****	令和6年6月5日(水) 午後4時ごろ、堺市堺区大 浜北町4丁3番50号大浜 公園において、相手方がス ロープに生じていた段差 に躓き転倒し、負傷したも の。

(堺保健福祉総合センター)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
65	6. 9. 11	315, 000	堺市堺区*** *****	*****	令和6年6月5日(水) 午後4時40分ごろ、堺市 堺区北瓦町2丁69-22地先 において、生活援護第二課 職員の運転する本市車両 が府道大阪和泉南線を 走行中、停止中の相手方車 両に追突し、相手方車両を 損傷させたもの。

(北保健福祉総合センター)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
70	6. 9. 26	320, 430	泉佐野市*** *****	*****	令和6年7月19日(金) 午前11時30分ごろ、泉南 市りんくう南浜3-10にお いて、生活援護課職員が運 転していた本市車両から 降車しようとしたドア が、隣に駐車していた相手 方車両に接触し、損傷させ たもの。

(教育委員会事務局総務部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
67	6. 9. 17	271, 130	堺市東区*** *****	*****	令和6年7月8日(月) 午後1時55分ごろ、堺市 立美原中学校教職員の運 転する本市車両が堺市美 原区黒山 421-1 地先丁字 路から、府道堺富田林線に 右折で進入しようとした 際、同府道の対向車線を走 行中の相手方バイクが本 市車両との接触を避けよ うとして転倒し、損傷した もの。
72	6. 10. 4	20, 960	堺市東区*** *****	*****	令和6年7月8日(月) 午後1時55分ごろ、堺市 立美原中学校教職員の運 転する本市車両が堺市美 原区黒山 421-1 地先丁字 路から、府道堺富田林線に 右折で進入しようとした 際、同府道の対向車線を走 行中の相手方バイクが本 市車両との接触を避けよ うとして転倒し、負傷した もの。

(救急部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
69	6. 9. 25	223, 251	堺市西区*** *****	*****	令和6年6月11日(火) 午前9時25分ごろ、堺市堺 区石津町1丁15番地先にお いて、救急課職員の運転す る本市車両が交差点で一時 停止後、左右を確認しよう と西向きに前進した際、南 方向から来ていた相手方自 転車と接触し、相手方を負 傷させたもの。

(高石消防署)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
68	6. 9. 18	344, 080	堺市北区*** *****	*****	令和6年6月26日(水) 午前10時ごろ、堺市北区金 岡町 1868 番地地先におい て、第2 警防課職員が消防 自動車で府道堺富田林線を 緊急走行中、停車している 相手方車両を追越す際、相 手方車両に接触し、損傷さ せたもの。

(大阪狭山消防署)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
77	6. 10. 15	12, 100	大阪狭山市山本 北 1423-4	株 式 会 社 カーフィックス 代 表 取 締 役 西 村 元 晴	令和6年7月23日(火) 午後4時30分ごろ、堺市中 区福田 651 番地先におい て、第1 警防課職員の運転 する本市救急車両が府道泉 大津美原線を走行中、対向 車線に停車中の相手方車両 のサイドミラーに接触し、 損傷させたもの。

2 市長の専決事項の指定第3項

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	案件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
86	6. 10. 29	訴 え の 提 起 について	堺市東区***** *****堺市営* ***** の住宅及び駐車場の 明渡し並びに住宅使 用料 295,100 円及び 住宅使用料相当損害 金	堺市東区*** ***** 堺市営***** *****	*****
87	6. 10. 29	訴 え の 提 起 について	堺市西区***** *****堺市営* ***** の住宅の明渡し並び に 住 宅 使 用 料 177,000 円及び住宅 使用料相当損害金	堺市西区*** ***** 堺市営***** *****	*****
80	6. 10. 24	訴 え の 提 起 について	堺市堺区***** *****堺市営* ***** の住宅明渡し並びに 住宅使用料 291,600 円及び住宅使用料相 当損害金	堺市堺区*** ***** 堺市営***** *****	*****
81	6. 10. 24	訴 え の 提 起 について	堺市堺区***** *****堺市営* ***** の住宅明渡し並びに 住宅使用料 168,800 円及び住宅使用料相 当損害金	堺市堺区*** ***** 堺市営***** *****	*****

及び第4項による専決処分

請求等の内容	事件名及び事件の概要
(1) 堺市東区*****堺市営*****の住宅及び駐車場の明渡しを求める。 (2) 住宅使用料 金 295,100 円及び入居承認取り消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市東区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅及び駐車場の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 295,100 円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1) 堺市西区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 住宅使用料 金 177,000 円及び入居承認取り消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市西区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 177,000 円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 住宅使用料 金 291,600 円及び入居承認取消し日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 291,600 円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 住宅使用料 金 168,800 円及び入居承認取消し日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 168,800 円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	案件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
82	6. 10. 24	和解について	堺市西区**** *****堺市 営***** ***の住宅の明 渡し並びに住宅使 用料 230,400 円及 び住宅使用料相当 損害金	堺市西区*** ***** 堺市営**** *****	*****

請求等の内容	事件名及び事件の概要
(1) 相手方は本市に対し、本件住宅に関する令和6年11月分の月額使用料相当損害金2万9900円を、令和6年11月末限り、本市に持参または送金して支払う。 (2) 相手方は、前項の支払いを怠った場合、直ちに本市に対し、本件住宅を明け渡す。 (3) 相手方が前項に基づく本件住宅の明渡しを懈怠した場合、相手方は本市に対し、第1項の金員のほか、令和6年12月1日から本件住宅の明渡し済みに至るまで、月額2万9900円の割合による使用料相当損害金を支払う。 (4) 相手方が第1項の支払いを行った場合、本市は相手方に対し、本件住宅に関する令和6年2月末日に効力を生じた入居承認取消処分(以下「本件入居承認取消処分」という)を撤回する。 (5) 前項により本件入居承認取消処分が撤回された場合、相手方は本市に対し、令和6年12月1日以降、本件住宅の月額使用料について、当月分を当月末日までに納付することとし、滞納しないことを誓約する。 (6) 前項に反し相手方が本件住宅の月額使用料を2か月分滞納した場合、本市は相手方に対し、あらためて意思表示を要することなく、本件住宅の入居承認処分を取り消す。 (7) 前項により本件住宅の入居承認処分が取り消された場合、相手方は本市に対し、直ちに本件住宅を明け渡す。 (8) 相手方が前項に基づく本件住宅の明渡しを懈怠した場合、相手方は本市に対し、本件住宅の使用料の滞納額及び入居承認処分取消日の翌日から本件住宅の明渡し済みまで、本件住宅の月額使用料と同額の割合による使用料相当損害金を支払う。 (9) 本市は、本件訴えを取り下げ、相手方はこれに同意する。 (10) 訴訟費用は各自の負担とする。	建物明渡等請求事件 堺市西区*****堺市営***** *****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料230,400円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払いを求めて令和6年7月4日に提訴し、堺地方裁判所で審理が進められていたところ、相手方より令和6年9月分までの住宅使用料及び住宅使用料相当額の損害金の支払いと和解の要望があったため、今般、同裁判所から和解提案が出された。当該和解提案の内容を検討した結果、令和6年10月分の住宅使用料相当額の損害金の支払いがなされるのであれば、これを受け入れることは妥当であると認められるので、当該提案のとおり和解するものである。

3 市長の専決事項の指定第5項

(学校管理部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
79	6. 10. 21	東三国丘小学校施設整備工事	堺市西区浜寺船尾町西4丁539番地1	株式会社 ユニオンテック 代表取締役 西原健二	変更前 289,080,000円 (消費税額等 26,280,000円) 変更後 302,751,900円 (消費税額等 27,522,900円)
88	6. 10. 31	浜寺小学校校舎改築工事	堺市西区宮下町12番1号	堺土建・藤木組 建設工事共同企業体 代表構成員 堺土建株式会社 代表取締役 下川好隆 他の構成員 株式会社藤木組 代表取締役 藤木幸生	変更前 2,334,835,206円 (消費税額等 212,257,746円) 変更後 2,404,325,473円 (消費税額等 218,575,043円)

による専決処分

変更額（増）	変更する内容	変更理由
13,671,900 円 （消費税額等 1,242,900 円）	令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置による増額。	国からの要請に伴い、賃金等の高騰に対処するために、「令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置に基づき、契約金額の増額変更を行うもの。
69,490,267 円 （消費税額等 6,317,297 円）	工事請負契約書第 25 条第 3 項の規定に基づくインフレスライド条項の適用による増額。 工事車両台数の低減に伴う費用の減額。	国からの要請に基づき、賃金等の高騰に対処するために、工事請負契約書第 25 条第 3 項に規定するインフレスライド条項を適用し、契約を変更するため増額となる。 また、工事車両について、工事着手後に地元から台数を低減するよう強く要望があったため、コンクリート運搬車の積載容量を 4t から 8t に変更し、台数を低減したので減額となる。 その他、現場調整事項や設計時に確認が困難であった設計図書の施工条件と工事現場の不一致について、設計数量に増減が生じた結果、増額となる。 以上のことから、相殺の結果、増額変更を行うものである。

**令和 6 年第 4 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その 1）**

令和 6 年 11 月 発 行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
Tel 072-233-1101
URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号
1-B2-24-0032

